

海田町告示第12号

海田町犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置等に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海田町犯罪被害者等支援条例（令和8年海田町条例第 号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、海田町犯罪被害者等支援のための総合相談窓口（以下「総合相談窓口」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合相談窓口の設置)

第2条 町長は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うため、福祉保健部社会福祉課に総合相談窓口を置く。

(総合相談窓口の業務)

第3条 総合相談窓口における業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 犯罪被害者等からの相談に応じ、町及び関係機関等が行う施策又は支援活動に関する情報の提供及び助言を行う業務
- (2) 関係機関等と連絡を取り、支援に関する調整を行う業務
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が特に必要があると認める業務

(二次的被害の防止)

第4条 町長は、総合相談窓口における業務を行うに当たっては、二次的被害の防止に努めるものとする。

(総合相談窓口での業務を行わないことができる場合)

第5条 町長は、次に掲げる場合には、第3条に掲げる業務を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が、当該犯罪行為を教唆し、若しくはほう助する行為、過度の暴力若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為、又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があつ

た場合

- (2) 犯罪被害者等が、暴力団員等（海田町暴力団排除条例（平成23年海田町条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等が当該犯罪行為を容認していたことや、その遺族又は親族と加害者との関係その他の事情から判断して、業務を遂行することが社会通念上適切でないと認められる場合

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合相談窓口の設置等に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、条例の公布の日から施行する。